

個 別 注 記 表

白河コスモス電機株式会社

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|------------------|-------|
| ① 商品及び製品、仕掛品、貯蔵品 | 先入先出法 |
| ② 原材料 | 移動平均法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 8～50 年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～8 年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員賞与の支払いに充てるため、賞与支給規定に基づき支給見込額の当事業年度負担額を基準として計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した 32.0%から平成 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 2,021,887 円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権 短期金銭債権 132,698,637 円

3. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（円）（注 6）	取引により発生した債権又は債務	
						科目	当該事業年度末日における残高（円）
親会社	東京コスモス電機(株)	（被所有） 直接 100.00%	親会社製品の製造 不動産の賃借 債務保証 資金の貸付 役員の兼任	原材料の販売 （注 1）	57,242,769	売掛金	7,736,974
				製品の受託加工 （注 2）	254,895,890	売掛金	25,961,663
				不動産の賃借 （注 3）	1,577,688	差入保証金	1,000,000
				借入金等に関する債務 保証（注 4）	1,570,000	—	—
				利息の受取（注 5）	219,636	関係会社預け金	99,000,000

(注1) 原材料の販売については、市場の実勢価格を勘案し、価格を決定しております。

(注2) 製品の受託加工については、市場の実勢価格を勘案し、価格を決定しております。

(注3) 不動産の賃借については、市場の実勢価格を勘案し、価格を決定しております。

(注4) 債務保証は、取引金融機関からの借入れに対して親会社が保証したものであります。

(注5) 預け金利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,631 円 77 銭

(2) 1株当たり当期純損失（△） △213 円 46 銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. 当期純損益金額

当期純損失 21,345,722 円